

後発医薬品使用体制加算 1 に関する掲示

当院は、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、後発医薬品の使用を積極的に取り組んでおります。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

後発医薬品を希望される場合は、主治医または薬剤師にご相談ください。

当院は、後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関です。当院は、全国的な医薬品の供給不足の際にも治療計画の見直しを行う等の適切な対応を行う体制を有しています。

医薬品の供給状況に応じて、薬剤を変更する可能性があります。その際は、患者さんが安心して治療を受けられるよう、十分に説明させていただきます。

後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。

下総精神医療センター 院長